十三条第四項第二号」に、「第二十二項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項第二号中「第三十三条第三項第二号」を「第三十三条第四項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第三十三条第三項第一号」を「第三十三条第四項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改め、同項第二号中「工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置で事業の用に供するもの（以下この号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17　法第三十三条第二項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置で事業の用に供するもの（以下この項及び第十九項第二号において「工場等」という。）の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第二項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する収用等のあつた日の属する年の前年以前三年の期間（当該収用等により同項の個人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日以後の期間に限る。）とする。

18　法第三十三条第二項において準用する同条第一項の規定を適用する場合において、同条第二項に規定する代替資産となるべき資産が減価償却資産であり、かつ、当該代替資産となるべき資産につき収用等のあつた日前に既に必要経費に算入された所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額があるときは、当該収用等により取得した法第三十三条第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額のうち、当該償却費の額の計算の基礎となつた期間につき法第三十三条の六の規定を適用した場合に計算される所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額との差額に相当する金額については、譲渡資産の譲渡があつたものとされる金額は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得に係る収入金額とする。

第二十二条の二第三項中「第三十三条の二第二項」の下に「において準用する法第三十三条第一項」を加え、「同項」を「法第三十三条の二第二項」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第五項中「第三十三条第五項に」を「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に、「第三十三条第五項ただし書」を「第三十三条第六項ただし書」に改め、同項第一号中「第三十三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第二号中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第二十二条の四第二項第四号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第二十二条の五中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に、「第二十二条第十七項各号」を「第二十二条第十九項各号」に改める。

第二十二条の六第二項第一号中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第二十二条の七第三項中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された」を「第二条第二項に規定する公立博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設に該当する」に改める。

第二十二条の九第一項中「この項」を「この条」に、「とする。」を「（法第三十四条の三第二項第二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）とする。」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条の二第三項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号イ中「掲げる家屋」の下に「（当該家屋を令和六年一月一日以後に当該個人の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合にあつては、法第四十一条第二十五項に規定する特定居住用家屋に該当するものを除く。）」を加え、同条第十項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に、「応じ」を「応じ」に改める。

第二十五条第二十項及び第二十五条の四第九項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に改める。

第二十五条の五第三項及び第四項中「第三十七条の六第一項第三号」を「第三十七条の六第一項第二号」に改める。

第二十五条の七を次のように改める。

第二十五条の七　削除

第二十五条の十の二第二十六項第三号中「又は解散」を「（イにおいて「資本の払戻し」という。）又は解散」に、「第六十一条第二項第四号」を「第六十一条第二項第四号イ」に、「当該払戻し等が同法第二十四条第一項に規定する出資等減少分配である」を「次に掲げる」に、「出資等減少分配に係る同令第六十一条第二項第五号に規定する」を「払戻し等に係るそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該払戻し等が二以上の種類の株式又は出資を発行していた法人が行つた資本の払戻しである場合　当該特定口座内保管上場株式等に係る所得税法施行令第六十一条第二項第四号ロに規定する種類払戻割合

ロ　当該払戻し等が所得税法第二十四条第一項に規定する出資等減少分配である場合　所得税法施行令第六十一条第二項第五号に規定する割合

第二十五条の十の十第六項中「第四条の五第九項及び第四条の六の二第二十四項」を「第四条の五第十項及び第四条の六の二第二十五項」に改める。

第二十五条の十三第四号イ(1)中「その年分の」を削る。

第二十五条の十三の七第二項中「第四条の五第九項及び第四条の六の二第二十四項」を「第四条の五第十項及び第四条の六の二第二十五項」に改める。

第二十五条の十七の二第一項中「ものは」を「地方独立行政法人は」に、「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された」を「第二条第二項に規定する公立博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設に該当する」に、「地方独立行政法人と」を「ものと」に改める。

第二十六条第二項を削り、同条第三項中「同条第三十項」を「同条第三十三項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第四十一条第一項に規定する地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とし、同項に規定する建築後使用されたことのある家屋で耐震基準に適合するものとして政令で定めるものは、個人がその居住の用に供する家屋（その床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）で、第一項各号のいずれかに該当するものであること及び次に掲げる要件のいずれかに該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの又は確認を受けたもののうち建築後使用されたことのあるものとし、その者がその居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。

一　昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること。

二　法第四十一条第一項に規定する耐震基準に適合するものであること。

第二十六条第十四項を削り、同条第十三項中「規定する既存住宅」の下に「又は同条第十項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅」を加え、「当該既存住宅」を「これらの家屋」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第二号を削り、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「ものと」を「もの若しくは同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅と」に改め、同項第二号中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「認定住宅等の新築等」を「認定住宅等で」を「認定住宅等で」に、「ものを」を「もの若しくは同項に規定する認定住宅等である同条第一項に規定する既存住宅を」に、「当該居住用家屋若しくは当該既存住宅又は当該認定住宅」を「これらの家屋」に改め、同項第三号中「認定住宅の新築」を「認定住宅等の新築」に、「認定住宅で」を「認定住宅等で」に、「第七項」を「第八項」に、「貸金業を行う法人」を「貸金業者」に、「当該居住用家屋又は当該認定住宅の取得」を「これらの家屋の取得」に、「当該居住用家屋又は当該認定住宅の譲渡」を「これらの家屋の譲渡」に、「当該居住用家屋又は当該認定住宅の敷地」を「これらの家屋の敷地」に改め、同項第四号イ及びロ中